

○補助金交付の手続きチェックリスト(申請時提出してください。)

チェック	確認事項	説明
	新築:着工前、その他:登記前	事前申請が必要です。
	取得額 円	100万円以上が対象です。
	居住予定者に市税滞納が無い事	滞納がある場合、補助を受けられません。

市内にお住まいの方

チェック

	魚津市に転入して2年以内である
	魚津市に転入前の1年間に魚津市での居住歴がない

市外にお住まいの方

チェック

	申請日の前1年間に魚津市での居住歴がない
--	----------------------

1. 着工前の事業計画認定申請時に必要な書類

チェック	必要書類	説明
	事業計画認定申請書(様式第1号)	申請する住宅購入者が転入者であること 床面積は居住部分(車庫、物置除く)
	別紙調書(別紙1) ※完成時に変更があれば再提出して下さい	・義務教育終了前の子を養育しているか ・一部が店舗や事務所等の併用住宅か

添付書類

チェック	必要書類	説明
	完成後居住する家族全員の住民票	転居前の住民票により住所等を確認してください。
	申請者の戸籍の附表	居住歴要件を満たしていることを住民票により確認できる場合は不要
	建物の価格が分かるもの	見積書、契約書等
	配置図、各階平面図、敷地案内図、求積表	建築確認申請などの図面を利用してください。
	(建売の場合)建築基準法による検査済証の写し	購入先からもらったもの

2. 工事完成後に必要な書類

(事業完了から1ヶ月後の日または3月31日のいずれか早い日までに提出してください。)

チェック	必要書類	説明
	補助金交付申請書兼実績報告書(様式第5号)	※転居後の住所で記載してください。
	別紙調書(別紙1)	変更が無ければ不要
	別紙調書(別紙2)	実績から補助金計算
	転入者住宅取得支援事業に対するアンケート	制度の効果を分析し、今後の施策に反映させることを目的としています。ご協力をお願いします。

添付書類

チェック	必要書類	説明
	(建設した場合) 完了検査済証の写し	確認申請の完了検査が済んだことの証明書 (都市計画区域外は不要)
	(購入した場合) 住宅の登記事項証明書	法務局に登記してから法務局で証明書を発行してもらう。
	建物の工事請負契約書又は売買契約書の写し	建設した場合工事請負契約書、購入の場合売買契約書の写しとなります。
	建物(工事)引渡書の写し	建設した場合、引渡しの日を取得日、事業完了の日として処理します。※中古の場合不要
	居住者全員の住民票	転入後の住民票
	市税の納税証明書か非課税証明書 (申請者家族全員で大人の方全員分)	市税の滞納が無いことを確認するため。 (※完成前の市町村で発行してもらう)
	建物の写真	正面を含み側面等で全体が写るように 3枚程度、普通紙に印刷したもので可。
	補助金請求書	口座振込(※交付決定は後日なので日付、番号は記入しない。転入後の住所と口座情報を記入)